

財産分与事件・年金分割事件の国際裁判管轄

1 財産分与事件の国際裁判管轄

(1) 中間試案の提案

【甲案】 裁判所は、財産分与事件（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。（注2）（注3）（注4）

- ① 相手方の住所が日本国内にあるとき（注5）
- ② 当事者双方が日本の国籍を有して〔おり、かつ、申立人の住所が日本国内に〕あるとき（注6）
- ③ 当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、申立人の住所が日本国内にあるとき
- ④ 申立人の住所が日本国内にあるときであって、相手方の住所がある国の裁判所に申立てをすることが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、財産分与事件について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注7）
- ② 当事者双方が日本の国籍を有しているとき

（注1）単位事件類型としての「財産分与事件」とは、財産の分与に関する処分 of 審判事件（家事事件手続法別表第二の4の項）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）婚姻の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴えについて、婚姻挙行地の管轄を認める場合（前記1の（注2）参照）には、婚姻挙行地を管轄原因とする必要があるかにつき、引き続き検討する。

（注3）財産所在地にも管轄原因を認めるか否か及び認めるとした場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

（注4）【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、④のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方（相手方が行方不明の場合を例示するか否かなど）につき、引き続き検討する。

また、【甲案】においては、後記第2の1で合意管轄又は応訴管轄に関する一般的な規律は設けないとされていることも踏まえ、合意管轄又は応訴管轄に類する規律

- を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。
- (注5)【甲案】①については、相手方の住所が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、相手方の居所を管轄原因に付加することにつき、引き続き検討する。
- (注6)【甲案】②について、申立人の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。
- (注7)【乙案】①については、申立人が日本に住所を有していることの管轄原因に関し、その期間が一定期間以上である場合に限定するか否かにつき、引き続き検討する。

(2) 検討すべき論点

ア 前提

財産分与事件については、基本的に、婚姻・離婚に関する訴えと同じ管轄原因とすることを想定している。すなわち、婚姻・離婚に関する訴えにおいて【甲案】を採用するのであれば財産分与事件においても【甲案】を、婚姻・離婚に関する訴えにおいて【乙案】を採用するのであれば財産分与事件においても【乙案】を採用することを想定している。

イ 財産所在地を管轄原因とすることの適否

(ア) 部会においては、財産分与は、個別の財産に着目してその分割を行う制度ではなく、分与対象財産全体を問題とし、慰謝料的要素や扶養的要素も含めた様々な要素を勘案して具体的な分与の額及び方法を定める制度であること、財産分与の中心的要素である清算的要素は婚姻関係の清算に関するものであり身分関係事件としての性格が強いことに鑑みれば、財産所在地という個別財産に着目した管轄原因を設けることは適切でないと指摘がされた。

(イ) 他方、結果的に財産分与から漏れた分与対象財産が存在した場合や、外国の裁判所で日本国内に所在する財産（特に不動産）の分与がされなかった場合を念頭に、日本国内に財産分与の対象となる財産がある場合にも日本の裁判所の管轄権を認めるべきであるとするか否かを検討する必要があるとの意見もあった。なお、この意見も、日本国内にある財産の価額が著しく低いときを除くなどの一定の限定をすべきことを前提としている。

これに対しては、上記意見の想定している場合については、緊急管轄によって日本の裁判所の管轄権を認めることや、実務上、財産権上の請求と構成して対応することも可能であるのではないかとの指摘が

あった。

(ウ) 以上のとおり、部会においては、日本国内に分与対象財産がある場合にも日本の裁判所の管轄権を認めることについては、これに賛成する意見と反対する意見とが存在したが、意見募集の結果も踏まえ、この点についてどのように考えるか。

2 年金分割事件の国際裁判管轄

(1) 中間試案の提案

【甲案】 厚生年金保険法第 78 条の 2 第 2 項に規定する請求すべき按分割合に関する処分の審判事件（注）の管轄権は、日本の裁判所に専属するものとする。

【乙案】 規定を設けないものとする。

（注）なお、請求すべき按分割合に関する処分（家事事件手続法別表第二の 15 の項）の根拠となる法律の規定が厚生年金保険法第 78 条の 2 第 2 項のみとなるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 63 号）の施行（平成 27 年 10 月 1 日）後であるが、便宜上、現段階でも同規定のみを挙げておく。

(2) 検討すべき論点

ア 前提

厚生年金保険法第 78 条の 2 第 2 項に規定する請求すべき按分割合に関する処分の審判事件については、日本の裁判所が管轄権を有することには争いがないものと考えられる。また、【甲案】、【乙案】とも、外国の年金の分割に関する事件について日本の裁判所が管轄権を有するか否かについては解釈に委ねられるとすることについて違いはない。

イ 検討

部会においては、厚生年金保険法第 78 条の 2 第 2 項に規定する請求すべき按分割合に関する処分の審判事件については、その裁判は、年金記録における標準報酬の改定又は決定等、我が国の行政行為の原因になること（厚生年金保険法第 78 条の 6、第 78 条の 7）等を理由に、外国の裁判所の管轄権を認めるべきではないとして、日本の裁判所の専属管轄

とすべきであるとの意見があった。

他方、上記審判事件について日本の裁判所の専属管轄と解すべきであるとしても、日本の裁判所の専属管轄と解される事件類型について、規律を設けるものと設けないものが混在することは相当でなく、他の規律（「その他の家事事件の国際裁判管轄」で検討する各事件における規律）との平仄の観点等から、規定は設けないものとすべきであるとの意見もあった。

意見募集の結果も踏まえ、この点について、どのように考えるか。